

利根町環境基本計画環境審議会議事録

会 議 名	第 3 回 利根町環境審議会
日 時	令和8年2月2日(月) 10時00分～11時5分
場 所	利根町役場行政棟5階 5-A 会議室
出 席 者	○利根町環境審議会 9名出席 (出席者は、別紙1「利根町環境審議会出席者名簿」に記載) ○事務局 4名 雑賀課長、大貫課長補佐、蛸原主査、馬場主事 ○コンサル3名 一般社団法人 茨城県環境管理協会 古森、川原、木下
次 第	1. 開会 2. 議事 (1)利根町環境基本計画(案)に対するパブリックコメントの結果について (2)利根町環境基本計画(案)に対する答申について (3)その他 3. 閉会
内 容	
【進行】大貫課長補佐 1. 開会 資料の確認 2. 議題 【議事進行 坂野会長】 本日も、条例の規定により議長を務めさせていただくことになります。皆さん、いつもながら、慎重審議、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。市村雄一委員、矢口浩一委員、大野慧委員、河野倫子委員、羽入恵美委員がご都合により欠席ということになります。利根町環境基本条例第21条第3項に基づきまして、本日半数以上の出席がございます。14名中出席が9名ということでこの会議は成立していることを皆さまにお知らせさせていただきます。また、本会議での議事録署名人ですが、加瀬委員、植村委員にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。ありがとうございます。本日は傍聴の方がおられます。傍聴の方に関しては、会議の進行の妨げにならないようご静粛に傍聴いただければと思います。よろしくお願い致します。 (1)利根町環境基本計画(案)に対するパブリックコメントの結果について 事務局が説明 ・利根町環境基本計画パブリックコメント意見対応(案)に具体的な対応を記載 ・用語解説への追加や誤字脱字の修正 以上が主な意見であった。	

【質疑応答】

- (会長) どうもありがとうございます。ご意見ご質問等ございますか。議事の(2)の方は案文と申しまして、半ペラで利根町長、山崎 誠一郎様というこの文書、これでいいかどうかというチェックになります。この(1)の方で実際の案で何か修正や気づいたことがあればここで話をいただければと思います。パブリックコメントをご覧になってご意見あるいはご質問がございましたら、お願いします。武藤委員なにかございますか。
- (武藤委員) コメントさせていただいたので特にありません。
- (会長) ありがとうございます。非常にパブリックコメントは、今回充実しておりますので、何か、なかなか細かいところまできちんと読み込んであるということで、パブリックコメントの対応というのも、基本的にはなされています。何かお気づきになった点とかございますでしょうか。先ほどの薄井委員、いろいろお話がありましたがまだありますか。
- (薄井委員) 面積の方で、違いがあるようでしたので、事務局へお話しさせていただきました。
- (会長) 他に何か、こうした方がいいという意見がありましたら、今のうちに、今回ここで言わないとダメなんです。修正できなくなってしまう。何かありましたら、ぜひご意見あるいはご感想等を含めましてお願いしたいと思います。おそらくこれ、文章になるので、細かいところとかもお気づきになったところは、先ほどの薄井委員ではないですが、ご意見をいただければと思います。乾委員何かございますか。
- (乾委員) 22ページ生物多様性の保全の項目で、生態系の保全について前回聞いたかどうか記憶がとんでしまったが、農薬でネオニコ系農薬についてテレビで放送していたが、これが使用されてから、島根県宍道湖のシジミや魚が激減してしまい、ほぼ壊滅してしまったことがありました。うちで菜園をしている近くの水路からバラタナゴがほぼいなくなってしまったことがありまして、ネオニコ系農薬がひょっとしたら影響しているのか、ただ、ネオニコ系農薬を使用しないと米作農家の手がかかってしまうので、米作りに関してこれを規制してしまうと大変な問題になってしまうので、農水省と環境省とで話し合いをしたが、最終的には日本の文化、米文化を守るために、この農薬は今後必要ということで、それ以来ずっと使われています。知っている方はいると思いますが、水源からホタルがいなくなりました。色々な生き物がいなくなってしまったことを聞いています。身近な問題としては、きれいな魚のヤリタナゴなどの色々な魚類が居なくなったことを感じています。これを規制すると日本の食文化に影響があるそうだが、このことを計画に盛り込んで良いかどうか、利根町の日本文化を挙げる問題になってしまうので懸念を感じています。おそらく、ここに参加している方はご存じだと思いますので、あえてここに記載する必要ないかなと感じています。
- (会長) 事務局で乾委員のご意見で見解はありますか。
- (事務局) 最初の部分が聞き取れませんでした。22ページのところですか。
- (乾委員) 生物多様性のところで、生態系の保全に対してネオニコ系農薬が使われ始めたのは今から3、4年経つと思います。若い方は学校にいつているか、あるいは小学校の頃だと思いますのでご存じない方も多いと思います。田んぼからメダカが消えてしまったり、ミズカマキリが消えてしまったり、ゲンゴロウもいなくなってしまったことを理解していますが、若い方は覚えていないかもしれません。それが、計画に沿うのかどうか、記載するべきかどうか細かいことなので敬遠されると思います。環境に詳しい方はたぶん思い出すと思います。大きい問題でありながら、計画に載せるべきものなのか懸念をしています。この計画はよくできていると思います。頁数は前と変わっていないので、これだけの変更があつてこのページを替えないで収めたことはすごく考えぬかれた修正だと感じています。

(会長)	いかがでしょうか。
(事務局)	生態系の保全には、農薬など細かいところまで記載はしていませんが、基本的事項ということで、事務局でまとめています。
(会長)	いわゆる農薬というふうに集約してしまうと思いますが、その農薬が現在そういったものが使われているかどうか1点。現状として、そういうものが使われていないということであれば、その問題はある程度解決したということなので、除かれているという可能性は1つあります。近年は、ホタルを復活させようとか、いろんなことをやっていますので、そういうことをしなくなっている傾向がある一方で、もしかしたら、まだ続けている可能性ももちろんあるかと思います。これが1点です。2点目としては、環境は環境ですが、農業に関するような話だと、この環境基本計画だけではなくて、もう1つ、農業の方の計画も、そういう意味では、おそらく事業になります。そちらの方で、どのような取り決めされているかというのも、1つあるんじゃないかな、というふうに思います。そういったことに関しては、ちょっと課が違っているので、一概に何とも言えませんので、これはどうでしょうか。農業に関わっている可能性もありますので、大体、役所の計画や施策は縦割りの可能性があるので、その辺りはどうなのかという話です。
(武藤委員)	民間事業者として、前々年度新利根流域の特定外来の件で色々に関わりましたが、それぞれ環境の協議会があったり、建設の協議会があったりしましたが、農政の方では農薬など、それぞれの協議会で対策をしていたがひろまってしまった。結局それがバラバラだったことが理由の1つとなり、令和5年11月ごろに協議会を1つにまとめていました。その中に利根町も入っていました。簡単にまとめると今までバラバラだった情報が統一されました。統一されて、次の年に補助金がついて農薬の使い方などをまとめて対策が始まりました。県南の新利根川沿いの自治体は情報を各課で共有しているはずで、その中での環境基本計画なので、落とし込みもされると思っています。それぞれの協議会で情報の共有をしているので、計画に記載されているように配慮しますとかなどの簡単な言葉になってしまい、詳しくまでなかなか掲載できない理由があると考えています。
(会長)	ありがとうございます。結論から言うと基本的には利根町なので、このような計画にしても条例にしても、最初は法律になります。国の計画があります。それに基づいて更に各県で条例や計画を持っています。それ以外のことで重複することがありますけど実際に利根町で条例や計画を作ります。ときには、今話をしていたように広域で広い範囲で計画を作ることもあります。広域の場合はきちんと手続きをとらないと条例は作れませんので一部事務組合を作らないと条例は作れないが、広域の今話をしていたような会議を作って実施することがあるので、ここに掲載されていなくても当然国の法律、あるいは計画でもそういうことは掲載していたが、昔は。今はどうなっているか。たぶんある程度課題解決とはいえませんが、ある程度落ち着いたというのが、一般的でわれわれの関心からは落ち着いたのではないかなという気がします。ここの中では、抽象的な表現をしてそれでなおかつ懸念していることが含まれるということではないかと推察します。おそらく武藤委員もそのような感じではないかと思います。
(武藤委員)	そうですね。
(会長)	乾委員どうでしょうか。

- (乾委員) 用水から全く魚がいなくなってしまったということではないが、大きな魚がバシャバシャといていた。農薬に強い魚がいるのも現実ですし、捕まえようとしても捕れるのはアメリカザリガニとかテナガエビがいます。農薬に弱いタナゴ類小さい魚類が消えてしまって、戻ってきていないので寂しい気持ちになります。カエルとかが畑で虫を捕ってくれたりしていたが、そういった意味では農薬に弱い個体がいなくなってしまったが、他の魚たちは現実にいることは事実ですし、鳥に関しては、菜園でトンビが飛んでいる環境が残っている我が町であることはホッとすることだと感じます。
- (会長) 乾委員の思いは、おそらく武藤委員もご承知の通り利根町そして日本全国的なご懸念の問題だと思います。実際に日本中でそのような景色がなくなり、川や湖などから様々な生き物がなくなったというのはおっしゃるとおりだと思いますので、それは皆で考えて行かなくてはいけない話だと思います。おそらく、そのような話になると町民の取り組みの2つ目にも記載してありますし、水辺や緑地の清掃活動、在来種の保護活動などというところにも身近な自然を守る取り組みにも広い意味では入りますし、事業者は少し違うところの話になりますが、町の取り組みとしても2つ目にありますけど、貴重な動植物が生息・生育できるように環境の保全・創出に努めますというところに大きな意味で入りますので、これは計画ですので、大体計画は大雑把で具体的な施策であるとか事業というのはまた出てきます。その大きな話ですので、基本的にはこの中に含まれる話ですので、もしそのような話は私も理解できるので、そのようなお気持ちは実際施策や事業に反映されればよろしいかなという気持ちはあります。おそらく武藤委員も色々なところでそのような話になると思いますが、どうですか。
- (武藤委員) そうだと思います。
- (会長) 乾委員のご懸念はその通りでこればかりは利根町だけではなくて、農薬の問題は広域で広い範囲、茨城県だけではなくその上流の群馬県、栃木県を含めて利根川であれば、日本全体で考えなければいけない話になりますので乾委員の意識は大きくなっていくと良いかなと思います。とは言っても農家は農薬を使用した方が楽ですからという人もいますので、その辺は意識の問題でいかに日本の国土を守る、自然を守るという意識が醸造されるかということだと思います。そういう点では基礎自治体と呼んでいますが、身近な我々利根町から実施していくというのも1つの考え方です。ありがとうございます。貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。ぜひ、そのようなことも含めて皆で意識を共有していきたいと思います。他にご意見等ありますか。細かい標記はパブリックコメントでかなり具体的な対応をとということで町の方でも、パブコメに対して対応していただいています。幾つか、標記で統一する、こうした方が良いのではないかとことはありますが、そういったところは皆さんにかありますか。あまり、慣れていないと言われてしまうとそのとおりなので、事務局または私たちの方にお任せいただきたいと思います。文字数の問題であるとか、そういうことは気にしなくて良いのであれば、わかりやすい場合はわかりやすい方が良いとは思いますが。何かございますか。例えば、以下、事務局またはこちらの方でお任せいただきたいと思います。最初の3ページにある、上のところに具体的な対応ということで、3 ページの当該箇所は、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」(FCCC－COP21 と言われていますが、これが以降 FCCC は省略し、COP と記載)と書いてあります。こういう言い方もありますし、例えば一般的には、FCCC－COP21以下「COP」と省略など色々な言い方をします。今、私が言った方が多いのではないかと思います。そういった、細かい調整、文字の関係のものというのはこちらにお任せいただけますでしょうか。基本的には、そういったところになります。あと、皆さまにご審議いただきたいと思います。一応表記上の問題です。表記上の問題で、計画本文を見ていただきますと、ですます調になっています。ご覧いただきますとですます調になっています。ところが、資料編の106ページから用語解説があります。用語解

(会長)	説の方は、である調になっています。これをどうするかという話です。以前の環境基本計画の既にてたものは、体言止めといって、最後はなるべく名詞で、例えばアイドリングであれば、最後「の原因となるエンジンを回転させたままにすること。」これが体言止めです。ここも体言止めであれば「の原因となる二酸化炭素発生を抑制」というのが普通です。体言止めにするかで「ある調」にするかという話で、「である調」にすれば良い話で難しい話ではありませんが、むしろ「できる」「なっている」はで「ある調」です。ところが本文が「ですます調」になっています。この委員の皆さままでお諮りしているものですので、皆さまにとってどちらがいいか、「ですます調」が良いのか、「である調」がいいのかそれを皆さまに、一応町でつくる体裁としては環境基本計画のそんなに難しいことではないのでちょっとお諮りしたいと思います。皆さんいかがですか。どっちがいいかというだけです。その直すのも、そんなに難しいことではないです。「である」を「ですます」にするだけですから、用語解説のところも、「ですます調」がいいか、あるいは今のように、「である調」がいいか、本文は「ですます調」で、用語解説のところは、「である調」、どっちがいいかということです。ここだけは、皆さんにお伺いしていた方がいいと思いますので、出た後で、なんでここ「である調」になってるんだって、役所の方も困ると思います。「なんで変わったんだ」と言われると困りますので、ここは我々が責任を持って、決めないと行けない部分であると思います。「である調」なのか、「ですます調」なのかと言うことで簡単にお一人ずつ意見を伺って最後決断したいと思います。これはさすがに事務局に丸投げということにはいかないので我々の方で進めさせていただきたいと思います。武藤委員からいかがですか。
(武藤委員)	私は「ですます」の方が良いです。堅いです。せっかくここまできて、人間っぽく、ここで「である」だと、辞書みたい。単純な話です。
(会長)	そういう感覚は大事です。次に高島委員いかがですか。
(高島委員)	同じ意見です。
(会長)	林委員いかがですか。
(林委員)	私は、このまま「である調」でいいのかなと思います。
(会長)	どうですか加瀬委員。「ですます調」か「である調」か。
(加瀬委員)	よくわからないのでどちらでも良いです。
(会長)	大丈夫です。いかがですか。
(植村委員)	このままで良いと思います。
(会長)	はい。乾委員いかがですか。
(乾委員)	このままで良いと思います。
(会長)	はい。田那辺委員いかがですか。
(田那辺委員)	このままで大丈夫かなと思います。
(会長)	はい。薄井委員。
(薄井委員)	このままで、資料や説明は簡略されていた方が良いのかなと感じがします。章の部分は丁寧に記載していただいて、資料の用語解説は簡略していた方が良いのかなと私は感じました。

- (会長) ということで、このまま、本文は「ですます調」。そして、今の用語解説は「である調」ということで統一させていただきたいと思います。皆さんよろしいですか。ありがとうございます。その部分はそのようにさせていただきたいと思います。他になにかこれはということはありませんか。よろしいですか。他になければ次にいきたいと思いますがどうでしょうか。先ほどの乾委員のような大事な説明とかそういった話でもかまわないかと思いますがなにか聞いてみたいとかそういうご意見があればこの場で、一応これで最後になるかなと思います。では、次にいきたいと思います。議事の(2)へ行きたいと思います。その前に最終決定です。今この案こちらにありますけど、先ほど皆さんでお諮りしたように本文が、「ですます調」、そして用語が「である調」ということで決めさせていただいて、細かいところに関しては事務局等へお任せするということで、これで決めさせていただいてよろしいでしょうか。
- (会長) はい。ありがとうございます。そのように決めさせていただきたいと思います。次議事の(2)の方に移ります。利根町環境基本計画(案)に関する答申について、答申について事務局の方からご説明よろしくをお願いします。
- (2) 利根町環境基本計画(案)に対する答申について
- 事務局 利根町環境基本計画答申(案)について説明
- (会長) ご説明ありがとうございました。皆さん、なにかこれを町長に答申するということになりますけど、この答申、まあ(案)になりますけど、この答申案について、何かちょっとお読みいただきまして、このまま答申していかどうかというのをちょっとお諮りさせていただきたいと思います。このまま、町長に答申をするということになりますけど、一応、審議会は、そもそも町長から諮問、要するに、これはどうしたらいいかということで尋ねられるというのを諮問といいます。諮問されたものに対して、我々みんなで意見をまとめたものを、町長に意見を申し上げると、意見具申という言葉を使いますけど、申し上げる。これを答申と言っています。ですから、我々の意見は一応こういうふうになりましたよという、諮問のあった環境基本計画の策定ということで、これは我々が一応案として答申として意見を具申するものだということになります。これが適切だということです。これでいいよという話で修正したもので、これで町長に、意見を具申するということになります。一応、答申案っていうのは、この審議会そのものの、意見ということになりますので、私 1 人で言う話ではないので、事務局で申し訳ありませんけど、ちょっと本文を読んでいただけますか。
- (事務局) 答申(案)を読み上げる。
- (会長) はい。ありがとうございます。ということになっています。この文章でこうした方が良いとかここおかしいということがありましたら、なにかおっしゃっていただいと私は思っています。これはみんなの意見なので、日本語がおかしいでも構わないですし、ここは直された方がいいんじゃないですか。というのがあったらぜひご意見いただきたいと思います。なにかございますか。例えば、こういう微妙なところでも構わないです。なお、町長におかれましては、計画の趣旨及び内容を広く町民、事業者に周知しというのでもいいですし、広くっていうのは、周知にかかるので、一般的には、文章は内容を町民、事業者に広く注視し、周知するという方が、あの副詞としては一般的なんですけど、これでも間違っていないです。間違っていない。だから、どっちがいいかというのもありますので、みんなで一応協議したものを町長に出すということなので、そういった細かいところでも構いません。ぜひ、ご意見を賜ればいいと思いますが、まあ、これでよろしければ、これでこのままいくことになります。例えば利生環というのは何ですか。これは利根町生活環境ということですけど、そういうことで、分からないことも聞いていただければ、これから皆さんの意見として出されるわけですから、一応このままでいいと思います。手続きとしては、事務局の方から、答申案が決定。これで皆様は OK だと、一応、結論が出たあとの話を事務局の方でお願いできます。

(事務局)	こちら、今回の審議会でOKが出ましたら、このあとの予定として、2月10日に町長の予定を押さえていますので、こちらのほうで坂野会長と、町長の方で、答申の方をさせていただきたいと計画しております。ということになります。
(会長)	2月10日に私が町長に直にこれを手渡すということになりますので、一応、皆様の思いがこもった答申だということで、町長に直に渡すことになっています。その際に答申をするときに、例えば、町民の方からこういう話がありましたという話もお伝えすることができます。先ほど、乾委員さんがおっしゃった農薬問題についても伝えてくださいということであれば伝えます。そういうことも、お伝えいただきますと、町長に直に私の方でお伝えさせていただきます。なにかございますか。
(植村委員)	小さな話になるのかわかんないんですが、私、美容室をやっていて、今、利根ニュータウンに住んでいらっしゃるお客さんから、なんかすごくゴキブリの被害が起きて、週一回バルサンをたいても、全然ゴキブリの繁殖が収まらなくて、住民の方から聞く話だと、海外の留学生の人たちが、それだけが原因ではないと思うんですけど、そのカップラーメンを食べたりとかしたら、そのつゆとか具があったまま、例えば、その流しに捨てるとかじゃなくて、そのまま窓からおつゆとか、その具の入ったやつを捨ててるのを見かけるのが多かったりとかして、それがそのゴキブリを繁殖させる餌になってしまうのかは、ちょっと分かんないんですけど、さっき乾さんがおっしゃったように、それを駆除するには、またその農薬じゃないけど、強い殺虫剤を使わないといけないのかと色々乾委員の話を聞きながら考えていて、言うか言わないかを迷っていました。結構、利根ニュータウンの方では、ゴキブリが今まで出てなかったんですけど、かなりすごく繁殖してるらしくて、バルサンにもなんかちょっと耐性しているような、感じらしいんです。だから、それもじゃあどうしたらいいのかなって話を聞きながらおもっていました。
(会長)	町としては難しいのは、そのゴキブリの話と、外国人の方全員がそうしているとはなかなか言えないので。
(植村委員)	そうなんです。原因がそこだけではないかもしれないので。
(会長)	因果関係が、あれば良いですが。
(植村委員)	住んでいる方の生活環境にもだいぶ色々ありますし、そこは難しい。どのくらいの人たちが困っているのかわからないです。
(会長)	ネズミは聞いたことがあるんですけど、下水道の問題で、ゴキブリはあんまり聞かないので、初めて今日聞きました。武藤委員聞いたことがありますか。
(武藤委員)	私も知らなかったです。
(植村委員)	かなり繁殖して今まで出ていなかった家も、すごくゴキブリが出始めて、週に一回ぐらいずつバルサンをたっているらしいんですけど、全然収まらないみたいです。これからもっと暖かくなると増えてしまうのかなと思っています。
(会長)	利根町みたいに自然豊かなところは、基本的にはゴキブリは家屋ではなく、自然のところにいますので、あまりその話は聞かないですけど、そのへんの因果関係はなかなか難しいですし、あえていうと外国人との共生という問題が難しく、外国人の人と一概に決めつけられないですから難しいです。ゴキブリが多くなっているの、その対策はできると思います。外国の方のことというのは、これは本当かどうかかわからないというので、福島原発とおなじで風評被害みたいなのがあるところがあって、今、色々な自治体、例えば龍ヶ崎市でも人口が少し下げ止まっています。なぜかという、今の話で外国人の方が増えているので、例えば2040年くらいには龍ヶ崎も本来6万という数字が出ていましたが、その下げ止まっているのは外国人の方がおられるというので人口減少にも歯止めがある程度、外国人の方がくると、

(会長)	ある程度収まるのでそういうのもあって、しかも外国人の方も基本的に住民基本登録をしていれば町民ですから、差別はできないです。そこは難しいです。あえて言うならば、ゴキブリ被害が増えているので、ゴキブリ被害を何か対策してほしいくらいです。それ以上は公的なところでいうと、問題になるのでゴキブリ被害の対策を利根町としてして欲しいと、まず調査が必要になります。ゴキブリがどれくらい増えているかなどの調査から始まると思います。
(植村委員)	小さなお店の中の小さな一軒だから、どのくらいなのかも把握していないので。
(会長)	町長に伝えるよりは、雑賀課長に伝えた方が事務局なので、ご存じでしたか。ゴキブリが増えていること。
(事務局) 雑賀課長	私は布川に住んでいますが、実家には毎年ゴキブリは出ていて、駆除とかしますが、最近増えているとは聞いていなかったです。
(植村委員)	真っ黒くろすけレベルでざーっという感じらしいです。夜になって電気を付けて台所に行くとかざっと動くという話です。外国の方なのかはわからないけど。
(会長)	原因は確かに不明であり、実際に汁を捨ててそこに来ているかというのもわかりません。その因果関係はなんとも言えないので、まずは町長ではなく雑賀課長にぜひゴキブリについてはお願いしたいと思います。
(植村委員)	よろしくお願いします。
(会長)	まず、本当に増えているのかどうかですね。
(植村委員)	そうです。
(会長)	ゴキブリだけは怖いですね。
(植村委員)	ネズミもたまに夜、セブンイレブンに行く途中に見ると四季の丘からしらさぎ団地のほうへ横断してそのブロックを超えて中に入るのを何回か見ました。
(会長)	ハクビシンやネズミの話は聞きますが、ゴキブリは初めてです。他にになにかゴキブリ被害などありますか。ゴキブリも大事だと思います。私も家にいたときはゴキブリが換気扇からポトンと落ちてきてそのたびに妻が「なんとかして」と僕が走り回されていた状況です。ゴキブリは大事だと思いますが、他にになにかありますか。実際に今回のパブコメの成果としてはミシシippアカミミガメが加わったというのがございます。そういうことで、皆さんの意見も反映されます。まず、利根町環境基本計画の策定について答申案というのは、これで、文章として良いかどうか。よろしいですか。
(薄井委員)	すいません。ちょっとよろしいですか。私行政のことはわかりませんが、答申ということで「いたします」と、「されたい」というのは、これは、会長から町長にお話しをするに当たっては、文章使っている言葉なのでしょうか。
(会長)	「されたい」でも良いですし、色々なものとみると「されたい」というときもありますし、「していただきますようお願いいたします」とか色々なものがあります。
(薄井委員)	会長が答申するに当たって言いやすい言葉なのかなと思いました。お話しするのに良いのかなと思いました。
(会長)	答申なので、これは文書になります。これを渡します。話すときは「よろしくお願いします。」という感じです。文面としてお渡ししてしまいます。
(薄井委員)	会長が気になるところではないですね。「されたい」は。

(会長)	市役所とか県庁とか役場とか役所によって、言葉が違っていたりするので、ひな形としては雑賀課長とか大貫課長補佐に聞いた方がどうでしょうか。
(薄井委員)	それで会長がよければ、私もわからないので。
(事務局)	他の文章を参考にしつつ文章を作成しました。
蛭原氏	
(会長)	一般的に利根町はこのようにしているということですか。
(事務局)	答申の文章自体には町の決まりはないですが、一応他市町村の答申案などを参考にしてこういう形で事務局案として提案をさせていただきましたが、「されたい」という言葉を「お願いします」みたいな柔らかい文章にかえて提出するものに決まりはないので問題はないかと思いますが他市町村ではこういう形であったのでこういう形で案として出させていただきました。
(薄井委員)	私の方がこれで確かに。
(会長)	薄井委員の言われるように「をされたい」という案が堅いのであれば。
(薄井委員)	いいえ
(会長)	別に、実はある審議会は「である調」を「ですます調」に無理矢理変えたこともあるので、それは全然気になさなくて結構です。具体的にみんなの町基本条例というものは全部ご覧いただくと「ですます調」になっています。実は、条例というのは、基本的には法律と整合性を持たせるために、「である調」が普通です。ところが利根町の場合は、「ですます調」になっています。「ですます調」になっている、みんなの町基本条例は正確に自治基本条例というのが正確な言い方ですが、自治基本条例で「ですます調」になっている自治体はそんなにないです。実際のところ、龍ヶ崎市役所で私の方が住民の方々が「ですます調」にしてくださいと言いましたが、龍ヶ崎の法規の方は、それはそれで立派だと思いますが、住民からの圧力をはね返して、議会の圧力もはね返して絶対に駄目ですといいました。絶対に条例で「ですます調」はあり得ません。法律との整合性、県の条例との整合性と計画との整合性、今まで龍ヶ崎市内にある条例の整合性、考えると絶対に「ですます調」はあり得ません。と最後までつっぱねられましたし、そういう自治体が多いと思います。その中で、こちらの利根町の当自治基本条例策定委員会といいましたが、その中では実際に「ですます調」にしようという話の時に利根町役場の実際に当時の総務課長がみんなの意見をそれでも良いのではないかと役場として変えていこうと開かれた役場にしようということで「ですます調」になりました。みんなの町基本条例という名前も実際に当時の主婦の方が、「私この方が良いよ」というふうにこういうのどうと提案をされました。もちろん、そんな柔らかいの駄目だという人もいました。もっと硬めの方が良いのではないかと意見がありました。みんなが主婦の方が言った意見って利根町らしくて良いのではないかとということで決まりました。今までは既存にこのように堅い文章でも良かったがみなさんが希望したら、そのように変えていける時代が来ていますので、どんどん意見を言っていて変えて行けば良いと思いますし、現在利根町は、自治基本条例と言って、自治体の憲法といわれまして、一番最上位、日本国憲法って最上位ですけど、それに準じて利根町の憲法みたいなものがあります。その、みんなの町基本条例はそういうふうな趣旨でその考え方になっていますので、薄井委員どんどん意見を言ってください。
(薄井委員)	感覚がわからないもので。

(会長)	いやいいんです。一般的な感覚というのと役所の感覚はズレているからそこを直していこうというのが、利根町の現在の姿勢です。だから、そういう点ではみなさま普通の感覚で、お話ししていただければと思います。その点は高島委員とか田那辺委員は役所の方から来られているので、難しいかなと思いますけど、今利根町はそういう状況にあって、民意が反映されるという言い方であれば格好いいですが、普通の一般の町民の意見が反映できるような、実は役場であるということです。私は、素晴らしい役場だと思って自身持って言える役場だと思いますが、林委員辺りは「ええ」と思うかもしれませんが。
(林委員)	そんなことはありません。
(会長)	今、利根町として頑張っています。そのようなことも含めまして、環境審議会の方もぜひみなさまのご意見を賜りたいと思っていますのでよろしくお願いします。 一応、この答申案は最後ですが、これでよろしいですか。 —— 委員の了承を得る —— 何かお伝えすることがあれば、ゴキブリは雑賀課長でいきそうですがよろしくお願いします。また、何か様々なことがあれば町長でできることも、もちろんあると思いますし、雑賀課長の方が良い場合もありますので、適宜私どもと事務局とで図りながらやっていきたいと思います。農業の話については、町長に少し気をつけてくださいくらいは言えるような話かなと思います。おそらく、雑賀課長の方ではなかなか言えない話ですから、一応議事に関しては1, 2が終わりましたので次に行きたいと思います。3 その他、環境基本計画案要するにパブリックコメント。そして環境基本計画案の答申を含めて、それ以外でもかまわないので何か委員のみなさまからございますでしょうか。ないようであれば、一応議事が終わったと言うことで、特に大丈夫ですか。
(事務局)	10 ページの1-4 土地利用状況。本町の面積はとありますが、その後の数字の桁が間違っておりますので、正しくは「24. 86 平方キロメートル」。下の図をみてもわかるように、下の図も桁がおかしくなっているので、こちら正しい数字に修正します。
(会長)	ヘクタールではなく、キロ平方メートル。
(事務局)	面積がキロメートルで総面積が 2486 キロメートルととんでもなく大きくなってしまして、正しくは総面積で 24. 86 平方キロメートルが利根町の面積になっていますので。
(会長)	えらいでかいですね。
(事務局)	令和 4 年のデータになっているので、新しいデータがありましたら、データを差し替えさせていただきますと思います。
(会長)	これを薄井委員が先ほど事務局に伝えていたのですね。ありがとうございます。大変なことになるところでした。このような指摘、ぜひお願いします。確かに、コンマとテンがわかりません。ありがとうございます。なにかございますか。細かいことでも、利根国になっていますので、そういうことがないようにぜひみなさん気づかれたところがありましたらお教えいただければと思います。あと、事務局の方から何か連絡事項とかございましたら、お願いします。
(事務局)	この計画ですが、2 月 10 日に答申を行わせていただきまして、その前に今日出た意見の修正が済みましたら 2 月 10 日に答申を出させていただきますので、こちらの計画 4 月 1 日から、始まる予定で説明させていただいています。
(会長)	ありがとうございます。そのようになっているそうです。以上をもちまして本日の議事が終了したということになります。これをもちまして、議長の座をおろさせていただきます。マイクを大貫課長補佐にまわさせていただきます。

3. 閉会

以上をもちまして、第 3 回利根町環境審議会を閉会いたします。2 年間という長期にわたり会議に出席していただきありがとうございました。お疲れ様でした。

別紙1 利根町環境審議会出席者名簿

	氏名	団体名等	出欠
1	加瀬 義靖	文地区代表	○
2	乾 健治	布川地区代表	○
3	河野 倫子	布川地区代表	欠席
4	植村 憲子	布川地区代表	○
5	大野 慧	文間地区代表	欠席
6	羽入 恵美	東文間地区代表	欠席
7	武藤 征時	ピュア・サイクル・いばらき 取締役	○
8	薄井 昌之	JA 水郷つくば 理事	○
9	矢口 浩一	商工会 副会長	欠席
10	林 雅之	校長会(利根小)	○
11	田那辺 里沙	塵芥処理組合職員 係長	○
12	高島 良幸	利根消防署 副所長	○
13	坂野 喜隆	流通経済大学教授	○
14	市村 雄一	茨城県 環境政策課	欠席